

促進地域・地方活力向上地域

南風原町固定資産税課税免除対象地域の概要 (地域未来投資促進法・地域再生法)

1 促進地域(地域未来投資促進法)における課税免除

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。

国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は「基本計画」を作成し、国が同意します。

同意された基本計画に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認することによって、各種支援措置(補助金、課税免除、規制の特例措置等)を受けることができます。

沖縄県全市町村が沖縄県における基本計画の促進区域の対象となります。

対象者

令和7年3月31日までに地域経済牽引事業の用に供する施設を促進区域内(南風原町)に設置した青色申告者等(承認地域経済牽引事業者)

対象事業

地域経済牽引事業

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業に対する相当の経済的効果を及ぼす産業

- (1) 物流関連産業分野
- (2) 成長ものづくり分野
- (3) 地域商社分野
- (4) 観光・スポーツ関連産業分野
- (5) 情報通信関連産業分野
- (6) 農林水産業分野

取得価格要件

促進区域対象施設の用に供する施設のうち、家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び土地の取得価額合計額が1億円※を超えるもの

※ 農林水産業及びその関連産業は 5,000 万円を超えるもの

課税免除対象資産

促進区域対象施設の用に供する家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

免除期間

新たに課税されることとなった年度以後3年度分

留意事項

事前に、沖縄県が作成した基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、沖縄県知事の承認を受ける必要があります。

詳しくは、「沖縄県商工労働部産業政策課」へお問い合わせください。

沖縄県商工労働部産業政策課

TEL:098-866-2330

URL:<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/kigyouchikashika/tiikimirai2.html>

2 地方活力向上地域(地域再生法)における課税免除

平成 27 年に地域再生法が一部改正されたことにより、地域再生計画で指定する地方活力向上地域に本社機能の移転・拡充を行った事業に対して、課税の特例等の特例措置(地方拠点強化税制)が行われることになりました。

沖縄県においても、地域再生計画「沖縄県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト」を国へ申請し、平成 30 年 11 月 9 日付けで認定を受けています。

この計画に基づき、本社機能の移転・拡充を行う事業者は、県に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けることで課税の特例等の優遇措置を受けることができます。

対象者

令和8年3月 31 日までに「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、認定を受けた日の翌日から3年を経過する日までに地方活力向上地域特別償却設備を新設又は増設した青色申告者等(認定事業者)

対象事業

移転型事業

本社機能の一部又は全部を東京 23 区から移転して整備する事業

拡充型事業

本社機能を地方で拡充する事業

本社機能を東京 23 区以外の地方から別の地方に移転して整備する事業

対象施設

特定業務施設(本社機能)

- (1) 事務所: 調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門などの業務のために使用される事務所
- (2) 研究所: 研究開発において重要な役割を担うもの
- (3) 研修所: 人材育成において重要な役割を担うもの
- (4) 児童福祉施設: 事業者の従業員の児童に係る保育所等

※ 工場や店舗は対象外

取得価格要件

特定業務施設の用に供する減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)の取得価額合計額が 3,800 万円※を超えるもの

※ 租税特別措置法第 10 条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第 42 条の4第 19 項第7号に規定する中小企業者、法人税法第 66 条第6項に規定する中小通産法人は 1,900 万円を超えるもの

課税免除対象資産

特定業務施設の新設又は増設に際して取得した機械及び装置、家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

免除期間

新たに課税されることとなった年度以後3年度分

留意事項

事前に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を沖縄県知事に提出し、認定を受ける必要があります。

詳しくは、「沖縄県商工労働部企業立地推進課」にお問い合わせください。

沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL:098-866-2770

URL:<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/20181001.html>

◎南風原町ホームページにて、課税免除に関する申請書様式を入手できます。

TOP>分野>固定資産税, 経済・商工業,募集・案内

令和7年度 固定資産税の課税免除(税制優遇制度)について

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2024122500017/>

